



## 農業 農業用使用済みプラスチックを収集します

農 谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111 (内線3105)

農業用使用済みプラスチックを安全かつ適正に処理するため、県・市・農業団体および排出農家が一体となって経費を負担し、農業用使用済みプラスチックの収集を実施します。

### 【収集対象物】

①使用済み農ポリ農業用ポリエチレンフィルム(農ポリ)、農

業用ポリオレフィン系特殊

フィルム(農PO)、農業エチ

レン・酢酸ビニル共重合樹脂

フィルム(農サクビ)、肥料空

袋、その他ポリエチレン資材

②使用済み農ビ農業用塩化ビ

ニールフィルム(農ビ)

▼日時

①農ポリ収集日 令和3年2月

5日(金)・8日(月) 午前9時

～

正午

②農ビ収集日 令和3年2月8

日(月) 午前9時～正午

▼場所 両日とも茨城みなみ農

協カントリーエレベーター

▼料金 登録料金…1戸あたり

1000円

①農ポリ処理料金 61・93円/kg

②農ビ処理料金 55円/kg

※昨年度から処分量を計量して

料金を徴収する重量制に変更い

たしました。

▼申し込み期間 12月1日(火)～

令和3年1月8日(金)

午前9時～午後5時

※12月29日～1月3日、土日祝

日は除きます。

▼注意事項 収集物は、土やゴ

ミをよく落とし、必ずハトメ

の金具などを外してからお持

ち込みください。

畔シート、ブルーシート、マ

イカ線などのリサイクルでき

ないものは収集できません。

▼申し込み・問い合わせ 谷和

原庁舎 産業経済課

※申し込みの際は、印鑑、登録

料をご持参ください。また、そ



## 農業 水稲病害虫防除薬剤の購入費を補助します

農 谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111 (内線3103)

水稲の安全性を確保し、良

質米の生産および経営安定を

図るため、水稲病害虫防除対

策として使用する薬剤(除草

剤を除く)の購入費に対し補

助をしています。

令和2年産米に使用した薬剤

補助の申請がお済みでない方

は、お早めに申請してください。

▼補助対象者 市内在住の稲作

農家および稲作を行う生産組織

▼補助対象経費 水稲病害虫防

除薬剤の購入費(消費税を除

く)の2割以内

※令和2年産水稲作付計画面積

(主食用米)に対する使用基準

を上限とします。

※補助金は予算の範囲内での交

付となります。申請額が予算額

に達した段階で申請受け付けを

締め切りいたします。

▼申請方法 納品書(購入薬剤

名、単価、数量の記載がある

もの)および領収書、認印、

振込先が分かるものを持参の

上、谷和原庁舎産業経済課で

申請してください。

※申請書は市HPよりダウン

ロード、または産業経済課窓口

にて取得できます。

の際に収集物の種類(ハウス用

ビニール・マルチフィルム・育

苗箱など)と処分量を聞き取り

しますので、必ず事前にご確認

の上来庁してください。処分料

は、収集日当日に徴収します。



## お知らせ 屋外広告物の点検ルールが変わります!

農 谷和原庁舎都市計画課 ☎58・2111 (内線5103)

看板(屋外広告物)の点検ル

ルを定めた「茨城県屋外広告物

条例施行規則」が改正され、令

和3年10月1日から、許可の更

新の際に有資格者による点検と

報告書の提出が必要となります。

▼点検の対象 許可を受けて設

置しているすべての屋外広告

物が対象です。

▼点検の方法・報告書の提出

目視・打診などにより点検し、

「屋外広告物安全点検報告書」

を作成して設置許可の更新申

請の際に提出して下さい。

広告物の種類	必要な資格
①高さが4mを超える広告塔や広告板など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告士</li> <li>・屋外広告物点検技能講習修了者</li> <li>・建築士(一級、二級、木造)</li> <li>・特種電気工事資格者(ネオン工事に係る者に限る)</li> </ul>
②上記①以外で、茨城県屋外広告物条例により管理者を定めることとされている広告物(高さ4m以下の広告塔・広告板、広告幕など)	<p>上記①に該当する者のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録を受けた者</li> <li>・屋外広告物講習会修了者(他県など主催の講習会含む)</li> <li>・広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者</li> <li>・広告美術仕上げに係る技能検定合格者</li> <li>・広告美術科に係る職業訓練修了者</li> </ul>
③上記①、②以外の広告物(はり紙、はり札、立看板、広告旗、置広告など簡易なもの)	<p>上記①、②に該当する者のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物の所有者、占有者、その他当該広告物について権原を有する者</li> </ul>